

議案第47号

加西市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

加西市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

加西市長 西村 和平

加西市印鑑条例の一部を改正する条例

加西市印鑑条例（平成6年加西市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第4条第1項第1号中「氏、名」の右に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の右に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の右に「、旧氏」を加え、同条第2項中「のうち非漢字圏の外国人住民」を削る。

第6条第1項第3号中「氏名（」の右に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の右に「当該」を加え、同項第7号中「外国人住民のうち非漢字圏の」を削り、「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第11条第2号中「氏名、氏」の右に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第12条第2項中「磁気テープ等」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(審議資料)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)が公布され、これに伴う印鑑登録証明事務処理要領(昭和49年自治省行政局振興課長通知)の一部改正が行われました。氏に変更があった者は、住民票に旧氏の記載を求めることができ、住民票の記載事項に旧氏が加えられることに伴い、印鑑登録にも旧氏を登録することができるよう、所要の改正を行うもの。